

令和4年度意見第4号
令和4年8月8日

経済産業大臣
萩生田 光一 殿

新技術等効果評価委員会

新技術等実証に関する計画に対する意見について

産業競争力強化法（以下「法」という。）第8条の2第1項の規定により、令和4年7月25日付で株式会社Kort Valuta 代表取締役 柴田 秀樹から提出された新技術等実証計画に対する経済産業大臣の見解（令和4年8月3日20220725商第4号）を踏まえた意見は、下記のとおりです。

記

経済産業大臣から提出された見解は、法第8条の2第4項の規定に照らし、適当である。

（以 上）

令和4年度意見第5号
令和4年8月8日

厚生労働大臣
後藤 茂之 殿

新技術等効果評価委員会

新技術等実証に関する計画に対する意見について

産業競争力強化法（以下「法」という。）第8条の2第1項の規定により、令和4年7月25日付で株式会社Kort Valuta 代表取締役 柴田 秀樹から提出された新技術等実証計画に対する厚生労働大臣の見解（令和4年7月29日厚生労働省発基0729第2号）を踏まえた意見は、下記のとおりです。

記

厚生労働大臣から提出された見解は、法第8条の2第4項の規定に照らし、適当である。

（以 上）